

# 第23回 農業委員会総会議事録

令和元年5月30日開会

中標津町農業委員会

令和元年5月30日、第23回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

## 附議した案件

- (イ) 議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第128号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第129号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第130号 現況証明願いについて
- (ホ) 議案第131号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第132号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ト) 報告第66号 農政委員会開催報告について
- (チ) 議案第133号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について
- (リ) 報告第67号 農地委員会開催報告について
- (ヌ) 議案第134号 賃貸料情報の提供について
- (ル) 報告第68号 農地法第4条許可証の交付について
- (ヲ) 報告第69号 農地法第5条許可証の交付について
- (ワ) 報告第70号 農業経営改善計画認定について

## 本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	岩崎敏巳
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、18名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第23回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
1番、長谷川孝二委員。  
2番、田中洋希委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

- 事務局長 4月24日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。  
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。

はじめに、4月25日に第1回臨時議会が開催され会長が出席されました。  
つぎに、5月15、16日の2日間で浜中町におきまして、根釧女性農業委員の会  
研修会が開催され、上原委員と事務局長が出席しております。  
最後に、5月27日北海道農業会議主催によります「北海道選出国會議員要請集会」  
及び全国農業会議所主催によります「令和元年度全国農業委員会会長大会」が東京  
都内で開催され、会長と事務局長が出席しました。千代田区の星陵会館で開催され  
た北海道選出国會議員要請集会では、全道から農業委員会関係者187名が参加し、  
「令和2年度農業政策・予算に関する要望」を、出席した国會議員及び議員秘書に  
対し与野党別に行ってまいりました。その後、文京区の文京シビックホールに会場  
を移し開催された「令和元年度全国農業委員会会長大会」では、全国から関係者約  
1,800人が結集し、食・農業・農村政策の強化に向けて人と農地対策を通じた地  
域の再生を目指す政策提案など、4つの議案が承認されました。大会終了後には衆  
議院第2議員会館へ移動し全国農業会議所代表要請として、吉川貴盛農林水産大臣  
に対し大会での決議事項の要請行動を行ってまいりました。

以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致し  
ます。  
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
(1)について説明致します。議案の3ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、採草放牧地、面積5,839㎡、  
利用目的、牧草畑。ほか33筆、畑689,601㎡、採草放牧地37,757.81㎡、計  
727,358.81㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定  
するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の  
設定。5、期間。令和元年6月1日から令和11年5月31日まで。6、当事者の  
経営状況。世帯主、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇  
㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、5ページのとおりと  
なっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継  
者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3  
条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いた  
しました。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(2) について説明致します。議案の6ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇、代表〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積46,377㎡の内14,823㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借を受けて農業経営拡大するもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和2年5月31日まで。6、価格。年15,000円。7、資金調達方法。自己資金15,000円。8、当事者の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、見取図については、7ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有する農地を近隣農家に相対で賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第127号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(3) について説明致します。議案の8ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、採草放牧地、面積13,826㎡の内6,500㎡、利用目的、牧草畑。ほか2筆、畑38,900㎡、採草放牧地、6,500㎡、計45,400㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ賃貸借の再設定をするもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和4年5月31日まで。6、価格。

年 100,000 円。7、資金調達方法。自己資金 100,000 円。8、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、見取図については、9 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、賃貸借していた農地について、再度賃貸借の設定をするものであります。

別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第 127 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(4) について説明致します。議案の 10 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 61,079 ㎡の内 41,806 ㎡、利用目的、牧草畑。ほか 20 筆、畑 1,041,663 ㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。利用権の設定。5、期間。令和元年 6 月 23 日から令和 11 年 6 月 22 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。7、見取図については、12 ページ、13 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程4、議案第128号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第128号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。15ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,234㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用期間。令和元年6月21日から永久転用。5、見取図につきましては、16ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、乾乳舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、19,234㎡で、令和元年5月15日に第4地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第128号「農地法第4条の規定による許可申請について」(2)について説明いたします。17ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、許可を得ようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,045㎡の内4,968㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用期間。令和元年6月21日から永久転用。5、見取図につきましては、1

8ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、乾乳舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、4,968 m<sup>2</sup>で、令和元年5月15日に第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程5、議案第129号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第129号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
(1)について説明致します。議案の20ページをお開きください。  
(1)1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。  
2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積51,060 m<sup>2</sup>の内17,576 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和元年6月21日から令和2年6月21日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利25,184 m<sup>3</sup>。7、最大切深。5.4m。8、見取図については、21ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。新規案件で5年程度の期間をかけて砂利採取を行なおうとするもので、当該農地分に係る今回の申請面積は17,576 m<sup>2</sup>となっております。農地委員会及び第1推進班で事業者との事前協議を実施したところですが、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、平坦な農地ではありますが、農地の復元に必要な埋め戻し資材の確保ができていないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。



以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、  
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。  
日程6、議案第130号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、  
地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第130号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。23ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積  
50,492 m<sup>2</sup>の内 4,641.57 m<sup>2</sup>。ほか3筆、農地・採草放牧地以外 27,682.55 m<sup>2</sup>。3、  
申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図については、24ページのと  
おりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該  
地は農業振興地域内の農業用施設用地及び白地の区域となっており、公簿が畑です  
が、現況が雑種地及び原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであり  
ます。令和元年5月7日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採  
草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第130号(2)について説明いたします。25ページをお  
開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積 35,455 m<sup>2</sup>の内 226.95 m<sup>2</sup>。ほか1筆、農地・採草放牧地以外 575.9 m<sup>2</sup>。申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図については、26ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑・牧場ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年5月14日、第4地区推進班による現地確認で、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると確認しております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
日程7、議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第131号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について、借主が同一なことから一括して説明いたします。28ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 59,674 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和11年5月31日まで。6、価格。年 298,300 円。7、資金調達方法。自己資金 298,300 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、採草放牧地〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、29ページのとおりです。30ページをお開きく

ださい。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、千歳市〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,714 m<sup>2</sup>の内 48,619 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和11年5月31日まで。6、価格。年 192,375 円。7、資金調達方法。自己資金 192,375 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、採草放牧地 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、計 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、家畜、牛 〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、31 ページのとおりです。32 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、標津郡標津町 〇〇〇〇番 〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番 〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 39,572 m<sup>2</sup>の内 31,781 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑。ほか 2 筆、畑 58,293 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和11年5月31日まで。6、価格。年 235,125 円。7、資金調達方法。自己資金 235,125 円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、採草放牧地 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、計 〇〇〇〇 m<sup>2</sup>、家畜、牛 〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は、33 ページのとおりです。

この3件につきましては、貸貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度貸貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第131号(4)について説明いたします。34ページをお開きください

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、東京都 〇〇〇〇番地 〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町 〇〇〇〇番地 〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番 〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 31,785 m<sup>2</sup>、利用目的、

牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和6年5月31日まで。6、価格。年95,000円。7、資金調達方法。自己資金95,000円。8、借主の経営状況。家族、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業基盤強化促進事業。10、見取図は35ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第131号(5)について説明いたします。36ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積28,067㎡。ほか2筆、畑69,186㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和4年5月31日まで。6、価格。年215,000円。7、資金調達方法。自己資金215,000円。8、借主の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は37ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(6)(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第131号(6)(7)について説明いたします。38ページをお開きください。

(6)1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,943㎡、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑96,464㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い、借主を変更して賃貸借を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年6月1日から令和5年5月31日まで。6、価格。93,000円。7、資金調達方法。自己資金93,000円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は39ページ、40ページのとおりです。なお、(7)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。41ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,055㎡の内50,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。利用権の設定。5、期間。令和元年5月26日から令和5年5月31日まで。6、価格。75,000円。7、資金調達方法。自己資金75,000円。8、借主の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は42ページのとおりです。(6)につきましては、賃貸借期間が満了することに伴い、借主を変更したうえでの設定、(7)は賃貸借期間の満了に伴う再設定であり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

- 議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。  
日程 8、議案第 1 3 2 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、会議規則第 1 6 条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。  
(〇〇委員退席)  
内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。
- 農地係長 議案第 1 3 2 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。4 4 ページをお開きください。  
平成 3 0 年度分といたしまして、(株) 〇〇〇〇、(株) 〇〇〇〇、令和元年度分といたしまして(有) 〇〇〇〇、以上 3 件の提出がありました。令和元年 5 月 1 4 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上報告いたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- (全委員) 「質疑なし」の声
- 議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- (全委員) 「異議なし」の声
- 議 長 ご異議ないものと認めます。  
よって本件は承認されました。  
(〇〇委員着席)  
〇〇委員に申し上げます。本件は原案のとおり承認されました。  
日程 9、報告第 6 6 号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 氏家委員長。
- 氏家委員長 報告第 6 6 号「農政委員会開催報告について」、平成 3 1 年 4 月 2 4 日役場 3 ・ 4 号委員会室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第 2 3 条の規定によりその結果を報告します。  
審議内容。1、平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について。このことについて、次のとおり結論を得ております。  
協議結果。事務局が作成した原案の内容確認と協議の結果一部修正を行い、内容に

問題がないことから総会提案について承認するとの結論となったところであります。  
以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農政委員会の報告を終わります。  
日程10、議案第133号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 議案第133号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について」をご説明致します。議案書は、48ページをご覧ください。  
農業委員会の適正な事務実施につきましては、農林水産省の指導により、新農地制度が実効あるものとするために取り組んでいるところでありまして、毎年、前年の活動点検・評価、及び本年度の活動計画を作成することとなっております。先ほど、氏家農政委員長よりご報告がありましたとおり、平成30年度法令事務・促進事務に関する点検、及び当初計画に対する評価、令和元年度の目標設定数値等を、本議案のとおり、取りまとめたところであります。  
なお、本活動点検・評価、活動計画につきましては、承認後、根室振興局を經由して、農林水産省経営局へ報告し、合わせて、農業委員会のホームページに掲載し、公表することとなっております。  
以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、承認されました。  
日程11、報告第67号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。  
内容を委員長から報告願います。  
(挙手あり) 中村委員長

中村委員長 報告第67号「農地委員会開催報告について」平成31年4月24日水曜日、3・4号委員会室において農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、1、平成30年中標津町賃借料情報の提供について。農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、賃借等の動向その他の農地に関する情報収集、整理、分析及び提供を行うと農地法第52条で定められていることから平成30年分の賃借料情報について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。平成30年分の賃借料情報については、「農地法の運用について」の中で「農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」とされていることから農地保有合理化事業等、通常の農業者同士の賃貸借ではない案件を除いた賃借料を提供するとの結論としたところです。以上、農地委員会の開催報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。日程12、議案第134号「賃借料情報の提供について」を上程致します。提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第134号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。64ページをご覧ください。

標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

中標津町賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結または公告された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における10a当りの賃借料水準は、以下のとおりとなっております。

なお、農地委員長から報告がありましたとおり、農業委員会の賃借料評価に当てはまらない、保有合理化事業による賃貸借、町営牧場の賃貸借などは、著しく賃借料水準を下げることから、除いて集計しております。

総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。



(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程13、報告第68号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第68号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。66ページをお開きください。  
許可日、平成31年4月25日付。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,091㎡。3、許可期間。令和元年6月1日から永年となっております。67ページをお開きください。  
許可日 令和元年5月17日付。  
(2) 1、当事者の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,956㎡の内11,679㎡。3、許可期間。令和元年5月17日から永年となっております。  
以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。  
日程14、報告第69号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第69号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。  
69ページをお開きください。  
許可日 平成31年4月25日付。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。  
借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役社長、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、牧場、面積18,916㎡の内17,140㎡。ほか1筆。牧場17,998㎡。3、許可期間。令和元年5月7日から令和2年5月6日となっております。70ページをお開きください。  
許可日 平成31年4月25日付。  
(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。  
借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 30,990 m<sup>2</sup>の内 17,746  
m<sup>2</sup>。3、許可期間。平成31年4月26日から令和2年4月25日となっております。

以上、報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。  
日程15、報告第70号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第70号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。  
議案の72ページ・73ページをお開きください。  
今回につきましては、平成28年12月28日～平成31年4月11日付けで認定のあった25件について記載しております。再認定13件、新規認定は10件、青年等就農2件となっております。  
以上報告いたします。

議 長 以上で報告を終わります。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第23回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時20分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月30日

会 長 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_